

倉吉市上下水道局告示第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく、事業計画の変更の認可を受けたため、その図書の縦覧については、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、図書の写しは、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 26 日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県倉吉市葵町 722 番地  
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）